

日本労働年鑑 第53集 1983年版  
The Labour Year Book of Japan 1983

第二部 労働運動

XIII 政党

5 民社党

4 政策・方針

八二年度運動方針

民社党第二七回大会で決定された八二年度運動方針は、労働戦線の統一を「政治改革の源流」として重視するとともに、内政面では「行財政改革の徹底と所得減税の実現」を主張し、安全保障問題では「日米間の具体的な防衛協力と分担の推進」を明確に打ち出していた。運動方針の要旨はつぎのとおり。なお、全文は『革新』八二年三月号参照。

【民社党一九八二年度運動方針(要旨)】

一、激動する国際情勢と日本(略)

二、国内の政治情勢 (1)経済大国日本の進路＝豊かな日本は外には世界の平和と飢餓に対しより積極的に貢献し、内には福祉国家の建設に邁進しなければならない。これが八〇年代の任務である。(2)停滞する政治の現状 (i)指導力なき鈴木内閣＝鈴木内閣はわが国の外交、防衛政策にこれといった確信と方向性を持たず、米国の要請と国民世論の間で動揺し続けている。本年度末には自民党の総裁選が実施され、自民党では派閥活動が激化し、指導力に欠けた鈴木内閣は、その波間でほんろうされることとなろう。(ii)流動化する野党情勢＝社会党の委員長選での幹部間の角逐はもはや一つの政党とはいいがたい状態である。労働戦線の統一が社会党の今後の一つの転機となろう。共産党は一時の勢いはない。公明党は自衛隊合憲論を打ち出すなど現実路線を歩みはじめている。新自々は社民連との間に、院内統一会派を結成、わが党とほぼ同様の政治路線である。(iii)労戦統一は政治改革の源流＝労戦統一は各種の制度政策要求によってわが国の政治経済情勢に大きな影響を及ぼし、その団結と行動は中道政治勢力の結集という形で野党の再編を促し、わが国政治改革の源流となろう。

三、政治決戦へのわが党の任務 (1)中道政治勢力結集への努力＝統一会派問題は当面、留保するとしても、通常国会再開を前に中道四党間で「合同国対」及び「合同選対」を発足させる。(2)政治決戦への準備体制の確立＝前回の衆参同時選挙における中道四党の立候補状況は、衆院の場合一党だけが四六、空白選挙区が三九であった。この現実を直視し、空白選挙区解消のため選挙協力がぜひとも必要である。

四、活力ある福祉国家の建設への闘い (1)行財政改革の徹底と所得減税の実現＝「行政の守備範囲の見直し」「行政コストの引き下げ」「行政の無駄の排除」の三つの視点に立って、肥大化した行政機構に大ナタをふるわねばならぬ。税制上の不公正を是

正すべく、五十七年度五千億円と五十八年度の減税を合わせ計一兆円以上の所得減税を実現するため闘いを進める。(2)青少年の健全な育成と教育国家の建設 (3)高齢化社会への対応と活力ある福祉国家の建設 (4)政治倫理の確立と社会的暴力の追放 (5)婦人の社会参加の促進

五、日本の安全確保と平和への新たなる闘い (1)平和戦略の推進＝日本としては、自国防衛に責任をもちつつ、西欧諸国と協力し、(i)相互主義に立つ現実的軍縮を進め、非武装・無抵抗論に立つ非現実的な一方的軍縮論に反対する、(ii)アジアを含むグローバルな軍縮を進める。(2)バランスのとれた防衛体制の推進＝自主防衛の整備、日米安保条約の堅持、非核武装、という原則をふまえて必要な防衛体制を確立して行かねばならない。

具体的な防衛力整備に当たっては米国等の要求に無原則に応えるのではなく、(i)日本としての自主的な平和戦略の推進、(ii)現行憲法の枠、(iii)財政事情の配慮、の三条件をふまえるよう政府を監視する。スイング戦略を余儀なくされている米国の能力と戦略からして、日米間の具体的な防衛協力と分担の推進を求めていく。同時に社共の安保・自衛隊反対の手段としての戦術的、擬装的護憲論を批判していく。

## 八二年度組織活動方針

運動方針と同時に採択された一九八二年度組織活動方針は、従来から引きつづきの目標である「一〇万党员、二〇万『週刊民社』、三万『革新』、三〇〇〇名地方議員達成」をめざし、(1)県連体制の強化、(2)不在地方議会の解消、(3)労働対策の強化、(4)婦人対策、(5)青年対策、(6)機関紙誌の拡販、(7)国民運動の展開、の七項目について具体策を示していた。組織活動方針のうち「労働対策の強化」の全文はつぎのとおり。方針の全文は『革新』八二年三月号にある。

### 【民社党一九八二年度組織活動方針(抜粋)】

#### 三、労働対策の強化

民間労働者の結集体である「統一準備会」は、昨年十二月十四日発足し、その参加勢力はしだいに拡大している。

われわれは、従来同盟および同盟全官公との定期協議、政策推進労組会議、IMF・JC、化労協、その他の中立系組合などとの間にも政策、制度要求の消化を通じて提携、協力関係を深めてきたが、今後、さらに一層積極的に「統一準備会」参加の組合の政策、制度要求を消化し、その要請に応えなければならない。

本部は、労働対策部門を強化し、積極的にこれに応えうる体制をつくる。各県連においても、労働対策を強化し、これに対応できるようにする。

また、加盟団体、支持団体との定期協議もかさね、その拡充に努力する。

## 八二年度重点政策大綱

民社党が第二七回大会で決定した一九八二年度重点政策大綱で注目されたのは、はじめて教育問題を重点政策の一つにとりあげ、教育の現状に批判的な立場から、(1)教育憲章の制定、(2)教科書検定審議会の設置、(3)教科書法の制定などの具体的な提唱をおこなっていることであった。「世界平和への積極的貢献と福祉社会の充実」という副題を掲げた、この重点政策大綱は、日本が政治、経済、軍事の各般にわたって世界の期待にこたえることを重視し、そのためには、(1)デタント回復への積極外交の展開、(2)貿易摩擦解消のため、輸入拡大、内需中心の経済成長の達成、(3)経

済協力の推進、(4)着実な防衛力の整備などの諸方策が必要であるとしていた。また行政改革の断行を強く主張するとともに、これが福祉の充実と矛盾するものでないことを強調している。この「重点政策」の骨子は『週刊民社』八二年一月二九日付に、全文は『政策と討論』八二年二月号および三月号にある。

## 公企体スト権の方針

八二年一月二六日、民社党労働基本権問題対策特別委員会(柳沢錬造委員長)は「スト権の回復にかんする民社党の方針」をまとめ、発表した。この方針は、三公社五現業の職員に条件つきでスト権を認めるもので、その条件は、(1)団交が決裂したときは第三者機関の斡旋・調停に付すること、(2)斡旋・調停の開始後、一〇日を経ても斡旋案・調停案が示されないか、斡旋・調停案が示された後五日を経ても労使の一方が受諾しない場合などにスト行使の権利を確保する、というものであった。また、政治ストは違法とし、「人命にたいする危険および施設の保安など最小限の運営が必要な部門のストを禁止」し、さらに「公益が著しく阻害される恐れが認められるときは、総理大臣の命令によりストを差止め、第三者機関の強制仲裁に付すること」などとしていた。なお、この方針の全文は『政策と討論』八二年二月号にある。

## その他の政策

以上のほか、民社党がこの一年間に発表した主な政策や提言などはつぎのとおりである。

(1)素材産業対策にかんする申入書＝第二次緊急提言(『政策と討論』八一年一二月号)、(2)昭和五七年度予算編成にたいする態度——「行財政改革の断行と減税の実施による内需拡大型予算」の提唱(『政策と討論』一二月号)、(3)自民・民社党首会談におけるわが党の主張、(4)公正で効率的な公共事業の実施をめざして(以上『政策と討論』八二年一月号)。

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---